

秋田県盲ろう者向け通訳・介助員 派遣事業のご案内

秋田県では、目と耳の両方に障害を併せ持つ方(盲ろう者)へ
コミュニケーションと移動の支援を行っています。

どんな人が対象者なの？

- ① 秋田県内に居住している方
- ② 身体障害者手帳の視覚障害と聴覚障害の重複による障害程度等級が
1級 または 2級 の方

この2つの条件を満たしている方々を、通訳・介助員が支援します。

※派遣制度を利用するためには、秋田県聴覚障害者支援センターへ「利用登録」が必要です。

事業内容

- 派遣の利用は無料です。**
ただし、通訳・介助員に係る交通費、入場料、参加費等の費用は利用者の負担となります。
- 盲ろう者に適したコミュニケーション方法を用いて情報保障と移動の介助を行う
通訳・介助員を派遣します。

例えば

会議や講習会への出席、医療機関の受診、買い物、地域のレクリエーションへの参
加など、**外出時における送迎等の移動介助やコミュニケーションの支援**を行います。

手紙や申請書等の代筆、広報紙等の代読なども行います。

ただし、営業活動、宗教活動、政治活動や通勤、通学、通所等に係る派遣は、対象外です。

※ 通訳・介助員には「守秘義務」があり、職務上知り得た盲ろう者の個人情報等を他に
漏らすことは禁止されています。派遣の内容・個人の秘密は守られますので、安心して
ご利用いただけます。

盲ろう者は、一人で外出することが困難で、自分で情報を得ることも困難です。不便や困難を感じ
ていても、「何をどうしていいかわからない」まま、暮らしている盲ろう者がおられます。

まずは、ご連絡ください。

裏面もご覧ください